

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令四百二十九号）（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法） 第七条の二（略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月に介護に要する費用として支出された額（その額が<u>十万四千九百五十円</u>を超えるときは、<u>十万四千九百五十円</u>）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>五万七千三十円</u>以下である場合に限る。） <u>五万七千三十円</u></p> <p>三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号にお</p> | <p>（介護給付の範囲、金額及び支給方法） 第七条の二（略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月に介護に要する費用として支出された額（その額が<u>十万四千五百七十円</u>を超えるときは、<u>十万四千五百七十円</u>）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>五万六千七百九十円</u>以下である場合に限る。） <u>五万六千七百九十円</u></p> <p>三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号にお</p> |

いて「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千四百八十円を超えるときは、五万二千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百二十円以下である場合に限る。） 二万八千五百二十円

いて「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百九十円を超えるときは、五万二千二百九十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千四百円以下である場合に限る。） 二万八千四百円